平成１５年（排）第２号

排　除　命　令

金沢市粟崎町四丁目８０番地２
石川ライフクリエート株式会社
同代表者　代表取締役　奥　田　美　保

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　石川ライフクリエート株式会社は，同社が営む「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために

(1) 平成１４年４月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド　輝Ｎｏ．２０」と称する冊子及び遅くとも同月ころ以降，重要事項説明書に添付して入居希望者に配布した「介護サービス一覧表」において行った，入居者から入居時一時払いの介護費又は月額介護費を徴収し，これを要支援者又は要介護者に対する介護サービスの費用に充当することにより，同老人ホームにおいて介護保険給付金及び本人負担金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供しているかのような表示

(2) 平成１３年１１月ころ以降に配布したパンフレット及び同年７月１日付けの重要事項説明書において行った，同老人ホームに配置した医師による充実した医療サービスを実施しているかのような表示及び同医師による健康相談が毎月４回実施されているかのような表示

(3) 前記パンフレット及び前記重要事項説明書において行った，同老人ホームに設置された機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのような表示

(4) 前記パンフレットにおいて行った，同老人ホームの全居室が南向きであるかのような表示

は，いずれも事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの内容及び同老人ホームの施設の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示するとともに，同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　石川ライフクリエート株式会社は，前項記載の表示に係る「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホームの提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容についての各表示内容と実際の同老人ホームの提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容とが適合するように改善措置を講じるとともに，同老人ホームの入居者に当該改善措置の内容を通知しなければならない。この改善措置の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

3　石川ライフクリエート株式会社は，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームにおいて提供するサービスの内容及び有料老人ホームの施設の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　石川ライフクリエート株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び通知並びに第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　石川ライフクリエート株式会社（以下「石川ライフクリエート」という。）は，肩書地に本店を置き，金沢市において「シニアユートピア金沢」と称する有料老人ホーム（以下「シニアユートピア金沢」という。）を営む事業者である。

2　石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢の入居者の募集に関し，シニアユートピア金沢の施設の概要，入居の条件，入居費用，介護サービスの内容及び費用，介護にかかわる職員体制等を，社団法人全国有料老人ホーム協会が毎年４月ころに発行する「会員ホームガイド　輝」と称する冊子に掲載しているほか，石川ライフクリエートが作成するシニアユートピア金沢のパンフレット，重要事項説明書等に記載して，入居希望者に配布している。

3　石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢における介護サービスについて

(1) 平成１４年４月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド　輝Ｎｏ．２０」と称する冊子において，「介護サービスと費用」として，「・介護サービスの費用は介護保険給付金で賄うほか、下記の介護費を入居者からいただきます。なお、この介護費は要介護・要支援者１人当りの介護・看護職員数が０．４人以上と手厚い場合に徴収できるものです。」と，また，「一般居室」の項に「入居時一時払いの介護費」を「４００万円／人」，「介護居室」の項に「月額介護費」を「８９，０００円／人」と，さらに，「・介護費には、介護保険給付の対象にならない個別的な介護サービスの費用が含まれております。」と記載した上で

(2) 遅くとも平成１４年４月ころ以降，重要事項説明書に添付して入居希望者に配布した「介護サービス一覧表」において，要介護者に対する「横出し上乗せサービスとして提供するサービス」として，「○食事介助」の項に「食堂移動介助」と，「○排泄介助」及び「○身辺介助」の項に「基準を超したサービス」等と，「○通院の介助」の項に「指定病院は（金沢西病院）無料」と，「○理美容」の項に「移動サービス」と，それぞれ記載することにより

あたかも，入居者から徴収する入居時一時払いの介護費又は月額介護費（以下「介護一時金等」という。）を，要介護者等（要支援者又は要介護者をいう。以下同じ。）１人当たりの介護・看護職員数が０．４人以上の場合に人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料として受領できることを根拠として徴収するだけでなく，要介護者等に対する介護サービスの費用に充当することにより，介護保険給付金（本人負担金を含む。以下同じ。）により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供するかのように表示しているが，実際には，前記「介護サービス一覧表」に記載の各サービスのうち，「○食事介助」の項に記載された「食堂移動介助」，「○理美容」の項に記載された

「移動サービス」及び「○通院の介助」の項に記載された「指定病院は（金沢西病院）無料」は，いずれも介護保険給付金により提供する介護サービスであり，また，「○排泄介助」及び「○身辺介助」の項に記載された「基準を超したサービス」等については，いずれも介護一時金等により個別具体的な介護サービスを付加して提供しているとはいえないものであり，かつ，入居者から徴収した入居時一時払いの介護費の一部をシニアユートピア金沢の介護棟内の介護室の利用料として同介護棟の建設費に充当することとしていたものである。

4　石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢における医療及び健康管理体制について，平成１３年１１月ころ以降に配布した「入居のご案内　夢ふくらむ・心なごむ　シニアユートピア金沢」と題するパンフレットにおいて，「明るく快活な生活はまず健康から―。予防・看護にわたる独自の医療体制を完備。」と大きく記載の上，「●医療・介護サービス●」として，「病気の予防対策を核とした日常の健康管理はもとより、万一寝たきりになられたときにも精神的に負担をおかけしないよう心のこもった医療・介護サービスをさせていただきます。」，「～「シニアユートピア金沢」の医療ネットワーク～　医療介護サービス部　●医師　●看護婦・准看護婦　●介護スタッフ」，「健康管理サービス」等と，「医療サービス」として，「定期検診など、入居者の健康管理を行ないます。」，「○２４時間の緊急医療体制」等と，さらに，「医療介護サービスＱ＆Ａ」として，「かかりつけの医療機関を続けてご利用になるのは、もちろんご自由です。もし通院などにご不便な場合は健康管理室の医師がかかりつけの医師と連絡をとり、治療に支障のないよう対応します。」等と記載し，また，平成１３年７月１日付けの重要事項説明書において，「４．サービスの内容」として，「月額諸費用（介護費用を除く）に含まれるサービス」の項の「【健康管理】」の欄に「健康相談　―ホームドクターが月４回健康相談を行ないます。」等と記載することにより，あたかも，シニアユートピア金沢内の医療介護サービス部又は健康管理室に医師を配置して充実した医療サービスを実施し，かつ，当該医師による健康相談が毎月４回実施されているかのように表示しているが，実際には，シニアユートピア金沢内に医師は配置されておらず，必要な場合に隣接している協力医療機関の分院の医師が診察を行っているものであり，また，健康相談は毎月２回協力医療機関の医師により実施されているにすぎないものである。

5　石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢における機能回復訓練について，前記パンフレットにおいて，「医療サービス」として，「○機能回復訓練室（トレーニングルーム）　ご病気の症状により医師がご本人に適したリハビリの

プログラムを作成いたします。リハビリの必要な方は介護スタッフが機能回復訓練室にてお手伝いをいたします。」，「●機能回復訓練室　最新設備を整え、スタッフがみなさまの健康状態に合せた効果的なリハビリテーションを行ないます。」と記載し，また，前記重要事項説明書において，前記「【健康管理】」の欄に「機能回復訓練―機能回復訓練室で行ないます。」と記載することにより，あたかも，シニアユートピア金沢内の機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのように表示しているが，実際には，シニアユートピア金沢に機能回復訓練室はなく，医療サービスに係るリハビリテーションは協力医療機関が行っており，シニアユートピア金沢内においては，居室等において，歩行，座位保持等の日常的基本動作訓練に係るリハビリテーションを実施しているにすぎないものである。

6　石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢における居室の方位について，前記パンフレットにおいて，「全戸南向き、日あたり良好。居住性、安全性の整った理想の住まいです。」と記載することにより，あたかも，全居室が南向きであるかのように表示しているが，実際には，一般居室１００室のうち２４室は東向きであり，介護居室３０室のうち４室は北西向きである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，石川ライフクリエートは，シニアユートピア金沢において提供するサービスの内容及びシニアユートピア金沢の施設の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年４月１６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　本　　間　　忠　　良

委員　小林　惇

委員　柴田愛子

委員　三谷　紘